

鴨川市魅力体験広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第13号

鴨川市魅力体験広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市魅力体験広場の設置及び管理に関する条例（令和3年鴨川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第2条の2 魅力体験広場に休憩棟を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。